

令和9年度 豊島区学童クラブ 利用条件と提出書類について

学童クラブは、保護者の就労・疾病等の理由で放課後の時間に適切な保護を受けられない児童のために設けられたものです。豊島区内在住、または豊島区立小学校に在学しており、一定の条件を満たしている場合、学童クラブを利用できます。

◆保護者の状況による利用条件は以下のとおりです。

申請事由	条 件		提出書類 (内容変更時はP24)
	1年生から3年生・障害児	4年生から6年生 平日に週4日以上、午後6時まで 児童が利用することが必須	
就 労	午後1時～午後6時の間に2時間以上の就労を、1か月に12日以上、おおむね1か月以上行っている。 ※産前産後休業・育児休業中(*1)は休業前の勤務状況で判断します(*2)	午後1時以降5時間以上(午後6時までの間に2時間以上)の就労を、1か月に16日以上、おおむね1か月以上行っている。 ※産前産後休業・育児休業中(*1)は休業前の勤務状況で判断します(*2)	・就労証明書 ・シフト表等(該当者のみ)
疾 病	次のいずれかに該当するとき ① 入院または、通院を、おおむね1か月以上要する。 ② 居宅内において寝たきりの状態または、精神性疾患もしくは、感染症疾患のため、おおむね1か月以上の療養を要する ※利用時間については(*1)参照	次のいずれかに該当するとき ① 入院または、通院を、おおむね1か月以上要する。 ② 居宅内において寝たきりの状態または、精神性疾患もしくは、感染症疾患のため、おおむね1か月以上の療養を要する ※利用時間については(*1)参照	・申立書 ・診断書(コピー) (*3) 有効期間、原則3か月
心 身 障 害	身体障害者手帳(1級から4級までのものに限る)、愛の手帳または、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。 ※利用時間については(*1)参照		・申立書 ・手帳コピー
看 護 ま た は 介 護	次のいずれかに該当するとき ① 居宅内において、常時看護または、介護を、おおむね1か月以上行っている。 ② 居宅外において、1か月につき12日以上看護または、介護(月曜日から金曜日までは、正午以後に係るもの、および、土曜日)をおおむね1か月以上行っている。 ※利用時間については(*1)参照		・申立書 ・診断書(コピー) (*3) ・看護・通院等調査票

申請事由	条 件		提出書類
	1年生から3年生・障害児	4年生から6年生 平日に週4日以上、午後6時まで 児童が利用することが必須	
就学または技能習得	月～土曜日までに居宅外において、午後1時から午後6時までの間に2時間以上、1か月につき12日以上の上の就学または、技能習得を1か月以上行っている。	月～土曜日までに居宅外において、午後1時以降5時間以上、1か月につき16日以上の上の就学または、技能習得を1か月以上行っている。	・申立書 ・在学証明書 (予定であれば合格通知等のコピー) ・授業時間割表等 (令和9年度分で期間、就学時間等が分かるもの)
その他	その他、明らかに児童の保育に欠けると認められる事由 ・出産(原則1か月の利用*4) ・求職(2か月の利用) ・両親不在 (死亡・離別・行方不明・拘禁等) ※利用時間については(*1)参照	その他、明らかに児童の保育に欠けると認められる事 ・出産(原則1か月の利用*4) ・両親不在 (死亡・離別・行方不明・拘禁等) *求職は利用不可 ※利用時間については(*1)参照	・申立書等 ・求職、出産は原則、申立書のみ

(※1) 原則、基本の利用時間のみご利用いただけます。

ご事情等ございましたら、入会予定の学童クラブにご相談ください。

(※2) 産前産後休業・育児休業中に申請される場合は、休業期間の記載がある就労証明書をご提出ください。

(※3) 1回目の提出は原則、診断書をご提出ください。

2回目以降のご提出は、診察券(コピー)＋領収書等でも可能です。

(※4) 月をまたぐ場合、利用料は2か月分かかります。

*障害のある児童(通級・医療機関の診断等含む)について

- ・4年生以上の児童も3年生までの利用条件で審査をします。
- ・その他提出書類がありますので、学童クラブへご連絡ください。

*夏休み期間のみ利用したい場合も、上記の資格を満たしていれば申請できます。

*申請時から状況が変更した場合には、変更届をご提出ください。利用条件からはずれたり、事実と異なる申し立てをしたときは、利用承認を取り消す可能性があります。

【問い合わせ先】

豊島区 教育部 放課後対策課 児童支援グループ
 豊島区南池袋 2-45-1 ☎ 03-3981-1058
 受付時間 午前8時30分～午後5時(平日のみ)